

87. 10. 13

國立  
社會  
保障  
人口  
問題  
研究所

# Working Paper Series (J)

No. 1

必要に応ずる分配原理

後 藤 玲 子

1997年7月

國立社会保障・人口問題研究所

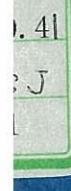


1 2 0 3 7 8

國立社会保障・人口問題研究所

National Institute of Population and  
Social Security Research

〒100 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3





No. 1

必要に応ずる分配原理

後 藤 玲 子

1997年 7月



## 必要に応ずる分配原理\*

後藤玲子

国立社会保障・人口問題研究所  
東京都千代田区霞ヶ関

1997年7月15日

### 要旨

本論文は労働に対する私的所有権が確立した生産経済の社会において、必要に応ずる分配原理が、どのような根拠に基づいて正当化されるかを検討する。ここで想定される社会は、個々人の目的の多元性と資質の多様性によって特徴づけられ、労働時間などの選択の自由が優先的に保証されている社会である。このような社会において必要に応ずる分配原理が要請されるとするならば、その根拠は、実質的な機会としての選択集合の豊かさを自由の構成要因として位置づけ、自然的、社会的要因のもたらす影響を社会的に調整することに求められなければならない。本論文の課題はロールズ正義論およびセンの潜在能力アプローチをベースにして分配原理がもつ基本的性質を明らかにし、客観的かつ多元的な概念として「必要」を定義することにより、必要に応ずる分配原理を定式化することにある。

連絡先：後藤玲子

国立社会保障・人口問題研究所  
〒東京都千代田区霞ヶ関 1-2-3  
中央合同庁舎5号館別館8階  
電話：03-3503-1711（内線 4412）  
FAX 03-3591-4912  
E-mail: gotoh-r @ so.ipss.go.jp

\* 本論文は「平成8年度厚生科学研究費（社会保障・人口政策調査研究事業）：先進諸国社会保障政策の転換に関する調査研究」の成果の一部であることを報告し、感謝いたします。本論文の作成に当たって、吉原直毅氏（大阪大学社会経済研究所）から多くの助言をいただいたこと、また、鈴村興太郎先生（一橋大学経済研究所教授）より学生時代とかわらぬご指導をいただいたこと、そして、塩野谷祐一先生（国立社会保障・人口問題研究所長）から全編にわたって詳細なコメントをいただいたこと、さらに、研究所の方々から有益なご教示をいただいたことに心より感謝申し上げます。

## I はじめに

### 1 本論文の目的

ジョン・ロールズによって代表される正義論の目的は、社会構成員の間に権利および義務を公正に分配することにある。権利および義務の対象は、ロールズが社会的基本財（自由、機会、地位と機能、所得と富、ならびに自尊）と呼ぶものである。ロールズは、これらの財の分配方法に関する基本的な原理、すなわち正義の原理を定めるに当たって、合理性（the Rational）と公正性（the Reasonable）という2つの資質を有する自由かつ平等な市民を想定した<sup>1</sup>。社会的基本財はそのような市民的資質を実現するために必要不可欠な資源であり、「正義の二原理」は社会の基礎構造、すなわち主要な社会制度の体系を規定する基本的条件であると考えられている<sup>2</sup>。

本論文は、このような正義論のフレームワークのもとで、所得や富の分配方法に関する具体的かつ望ましい経済制度を、規範的かつ事実解明的に分析するプロジェクトの一つとして位置づけられる。これまでに、筆者は、所得や富の分配方法に関して、2つの異なる分配原理、すなわち貢献に応ずる分配原理と必要に応ずる分配原理を、「格差原理」という上位基準によってバランスづける基本的定式化を提示した<sup>3</sup>。また、筆者はこのような分配方法を憲法的もしくは立法的ルールとして具体化するためには、財の利用に関する社会構成員の個人的特徴や諸条件の多様性を内生的に扱う必要があり、そのためには、アマティア・センの潜在能力アプローチが有効であることを指摘した<sup>4</sup>。だが、これらの研究においては、2つの常識的な分配原理そのものに関する理論的解明が十分になされていなかった。

2つの原理のうち、貢献に応ずる分配原理については、その基本的性質の解明や定式化に関して、既に多くの理論的研究が存在する<sup>5</sup>。それに対して、必要に応ずる分配原理については、「各人からその能力に応じて、各人には必要に応じて」<sup>6</sup>というマルクスの有名なフレーズや「多様なニーズに答える社会保障制度の構築」<sup>7</sup>といった表現はあるものの、その基本的性質や定式化に関する理論的研究はわずかである<sup>8</sup>。本論文の目的は、正義論のフレームワークの中で必要に応ずる分配原理の定式化を行うことにある。

定式化のための課題は以下の2点に設定される。第一に、個人の主体的活動の保証という観点から必要に応ずる分配原理の基本的性質ならびにその前提条件を解明すること。第二に、解明された基本的性質を基礎にして、「必要」概念を定義するための情報的基礎ならびに諸条件を明らかにすること。このような2つの課題は、効率性のみを規範的観点とし、人々の主観的選好に基づく厚生（welfare）に情報的基礎をおく従来の厚生経済学的視野を越えた新しいアプローチを要請する。本論文の特徴は、行為主体性に関する自由のみならず、「潜在的に達成可能な生き方」、すなわち「潜在能力」に情報的基礎をおいて分配理論を展開することにある。「潜在能力」に基礎をおくとは、帰結に着目することを意味すると同時に、「実質的な機会の豊かさ」という自由のもう一つの側面に着目することを意味している。この意味で本論文のアプローチは自由に基づく非厚生主義的帰結主義と名付けられる<sup>9</sup>。

### 2 問題の所在

問題を明らかにするために、次のような2つの状況を比較しよう。いずれも、各人は自己の必要とする財の種類と量を申告し、政策当局は各人の申告した情報のみに基づいて財の分配を行うものとする。はじめに、マルクスが想定した状況、すなわち財が潤沢に存在し、私的所有権が存在しないような状況においては、各人の申告する多様な必要に応じて、財を分配することが可能である。なぜならば、財の備蓄が不要であり、また他者への誇示を目的とする財の所有も成立しないことから、人々は自己の目的体系に照らして整合的な財の種類と量を合理的に選択し、申告すると想定されるからである。

それに対して、財の希少性や私的所有権が存在する状況においては、資源上の制約に加えて、人々は自己の必要に関して過剰申告をする誘因をもつために、必要に応ずる分配は実行可能性<sup>10</sup>を保証し得ない。さらに、財の賦存が共有資源のみならず、各人の生産労働に依存する場合には、次のような公正観念と対立する。すなわち、ある社会における財の分配は、各人の所有する労働をもとに、財の生産において各人が支払ったコストもしくは行った経済的貢献と等価（相対価格は財を交換する人々の集合的評価によって定まる）であるべきである。これは貢献に応ずる分配原理の考え方にはならない。

われわれが想定している社会は、財の希少性が不可避的に存在する生産経済の社会であり、労働に対する私的所有権を前提に、何らかの分配ルールによって産出された財への権利を各社会構成員に割り当てるという課題を有する社会である。<sup>11</sup>しかも、貢献に応ずる分配原理が、すでに常識的支持のみならず、理論的評価をも確保しているような状況である。このような社会において、必要に応ずる分配を実現しようとするならば、その実行可能性を保証するとともに、規範的に合意可能な論理によってその根拠と基本的性質を解明しなくてはならない。

さらに、われわれの想定している社会は、個々人の価値や目的の多元性を互いに尊重する民主主義社会である。個々人の財に対する選好のみならず、財の利用によって個々人がどのような生き方を達成したいのか、そのような生き方は、個々人の目標全体の中でどのような位置付けをもつのか、などの問題に関して個人の主体的自由が尊重されている。他方で、そのような社会は単一の目的を掲げ、参入や退出が容易な目的的集団とは違って、偶然性と継続性を本質としているから、構成メンバーの個人的条件、すなわち資質、能力、保有資源、偶然的事象の発生確率などに関する多様性が常に存在していると考えられる<sup>12</sup>。

貢献に応ずる分配を実行するに当たっては、財の生産に関する技術および各人が提供した経済的貢献についての情報が必要である。しかし、貢献量の決定の背後に、個々人のどのような目的や選好が存在するのか、またどのような制約条件が存在するのかという事柄は、個人の私的情報にとどまっている。それに対して、必要に応ずる分配を実行するためには、さらに、各人の価値や目的に関する多元性や資質と能力における多様性にまで踏み込むことによって、人々の主観的な「必要」を客観的に比較評価する作業が不可欠となる。はたして、それはどのような方法によって可能であろうか。

### 3 必要に応ずる分配原理の基礎的観念

本節では、まず、各々の分配原理の背景にある基礎的観念を明らかにしよう。支払ったコストやなされた経済的貢献との釣り合い（等価）に応じて財が分配されることを望ましいとする公正観念は、古くは、アリストテレスの配分的正義の観念にまで遡る。「配分における『正』は何らかの意味においての価値に相応のものでなくてはならない」<sup>13</sup>。さらに、その釣り合い（等価）という観念を、人や事物に存する内在的価値の客観的な均等としてではなく、私的所有権を基礎とした自発的な交換を通ずる主観的価値の均等として説明しようとしたのがカール・メンガーを始めとする新古典派経済学であった<sup>14</sup>。貢献に応ずる分配原理は、一方で、個々人の属性や行為の経済的、道徳的価値（特性（merit）、功績（desert）、貢献（contribution）などの用語によって表現される）を積極的に評価しうる点において<sup>15</sup>、他方で、市場的交換の均衡が有する性質の一つである点において正当化されてきた<sup>16</sup>。

それに対して、必要に応ずる分配原理は、通常、人道主義的的理念もしくは生存権の観念によって基礎づけられている<sup>17</sup>。すなわち、すべての人間は等しく人間たるに値する生活を送る権利をもち、社会は、そのような生存権を保障するために、必要に応じて財を分配する義務をもつ。例えば、ドイツのワイマール憲法151条1項においては、「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」と規定され、また、日本国憲法第25条においては、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が国民の権利として明文化されており、それらの条項が所得再分配の実行を正当化する根拠の一つとされている<sup>18</sup>。

しかし、このような観念は、必ずしも意味が明確ではない。第一に、生存権の社会的保障という

観念は、配分的正義の観念といかなる関係にあるのか。前者に基づく必要に応ずる分配原理は、後者に基づく貢献に応ずる分配原理に対して優先性をもつのか。それとも、あくまで後者の優先性のもとで部分的に適用可能であるのか。はたして、2つの原理は何らかの上位原理のもとに併存可能な原理であるのか。第二に、生存権の社会的保障の基準とされている「人間たるに値する生活」、あるいは「健康で文化的な最低限の生活」は、具体的にどのような内容と水準を意味しているのか。その内容や水準は、資質においても目的や価値においても異なる人々の間で一律に定められるべきものなのか。さらに、それらは社会や文化の相違を超えた普遍妥当性をもつものであるのか。

第一の問いは、必要に応ずる分配原理の根拠と基本的性質に関連する。第二の問いは、必要概念の定義に関連する。このような2つの問い合わせを考察することが、必要に応ずる分配原理を定式化するための重要な手掛かりとなる。

## II 必要に応ずる分配原理の根拠と基本的性質

### 1 行為主体的自由の保証と生存権の社会的保障

第一の問い合わせから考察しよう。生存権の社会的保障と配分的正義の観念とはいかなる関係にあるのだろうか。はたして前者は後者に対して優先性を主張しうるのか否か。人権思想の発達の歴史を見るならば、この答えは否である。人類が最初に明文化したのは、生存権の保障ではなく、精神の自由、身体の自由などを基本とする行行為主体性に関する自由の権利であった<sup>19</sup>。その考え方によれば、すべての人間は、等しく自己の主体的意思に基づいて考え、行動する権利をもつ。結果がいかなるものであろうとも、自由な意思に基づく選択それ自体は、個人の権利として優先的に尊重されなければならない。

行行為主体的自由の背景には、自己の目的を追求すると同時に、正義の感覚を有し、自己を自律的にコントロールする責任主体としての個人という考え方がある。さらに、客観的要因によっては規定しつくすことのできない、人々の多様な卓越的行動の可能性への畏敬の念が存在する<sup>20</sup>。このような思想は、自由競争に基づく市場的交換システムと整合的である。責任ある個人の自由な意思に基づく交換、その均衡として実現される貢献に応ずる分配は、その帰結の内容いかんにかかわらず、そのプロセスがもつ性質の望ましさによって正当化された<sup>21</sup>。

それに対して、生存権の社会的保障という考えは、交換および分配後の帰結に着目する。それによれば、結果に先行するプロセスいかんにかかわらず、結果状態が望ましくないと判断されるならば、社会は分配方法の改善に努めなければならない。当初、その考え方は、自由競争に基づく市場的交換を前提として、それを脅かさない限りにおいて適用された。例えば、慈善的ないし懲罰的性格の強い救貧法から始まったイギリスの社会保障は、市場制度のもとで成立する階層が、救貧政策の施行後においてもその位置が移動しないことを条件に、一部の貧困層へのわずかな所得移転を実行するにとどまっていた<sup>22</sup>。

ところが、ごく一部の貧困層に対する救済にとどまらず、所得分布のあり方そのものを問題視し、その修正を意図する「平等主義」<sup>23</sup>が出現するにいたって、分配後の帰結を重視する生存権の社会的保障は、分配のプロセスを重視する自由権論と対立するようになる。それ以来、自由対平等、機会の平等対結果の平等という対立図式が一般的となつた<sup>24</sup>。だが、そのような議論は、人間の主体的活動における自由の意味や機会と結果との間の内的連関を見逃したものと言わざるを得ない。次節においては、これらの問題を検討することによって、必要に応ずる分配原理の正当化根拠を検討する。

### 2 必要に応ずる分配原理の正当化根拠

自由の構成要件としては、行行為主体的自由の保障が必要かつ十分であると主張する立場において

は、教育や就業などの社会的、経済的活動への参加に関する「機会の平等」を目的とする施策は容認されるものの、「結果の平等」を目的とする施策は容認されない。前者は、個人の主体的な意思に基づく選択を妨げないことを目的とする消極的施策であるのに対し、後者は、個人の選択によってもたらされた結果に介入する積極的施策であり、個人の主体的な意思そのものを歪める効果をもつと考えられたからである。この立場は、自由な競争市場メカニズムを主張する<sup>25</sup>。

ロールズもまた、自由かつ責任主体的な個人の多様な活動を重視し、そのような活動を保証する前提条件として行為主体的自由を優先する<sup>26</sup>。だが、同時に、ロールズは、個人の意思によっては制御することのできない偶然的要因が、個人の選択の実質的な機会、すなわち実際に選択しうる選択肢の集合に影響を及ぼすということ、さらにその影響が個人の様々な活動ステージを通じて累積化され、ひいては自由行使する個人の能力や意欲すらも損ねる恐れがあるということを根拠に、競争市場メカニズムの不十分性を指摘する。偶然的影響の累積化は、次のように、個人の主体的活動における機会と結果との内的連関を通じて現れる。

完全な競争市場メカニズムにおいて、財や資源の配分を決定する要因は、人々の選好と資源の初期賦与である。いま、労働以外の資源へのアクセスが個人間に平等に保証されており<sup>27</sup>、総労働可能時間が個人間で同一であるとすれば、各人の労働能力の水準が各人の生産的活動の実質的な機会、すなわち選択可能な経済的貢献量を決定する。ところで、たとえ教育・就業に関する選択の機会が平等に保証されていたとしても、各人が実際に達成することのできる教育・就業の選択集合については、あるいは各人が結果的に獲得する労働能力の選択集合については、天賦の才や運や事故などの自然的偶然や、既存の政治的・経済的諸制度に起因する社会的偶然の及ぼす影響を免れ得ない。

生産活動の実質的な機会の制約とそのもとで達成される帰結は、消費活動の実質的な機会を制約する。さらに、これら一連の経済活動の帰結は、その他の社会的、文化的活動の実質的な機会を制約する。例えば、いま、第1期と第2期という2つの期間によって構成される次のような動学的モデルを想定する。各人は毎期毎に、生産的活動に従事し産出された財をもとに消費的活動をなす。ところで、第1期になされた消費的活動は各人の労働能力に影響を与え、その結果、第2期における生産的活動の実質的な機会を制約するとしよう。そのとき、例えば、第1期において労働能力が乏しく、低い所得水準しか達成し得ない人は、健康管理や訓練を必要としているにもかかわらず、それに要する十分な財を購入することができず、労働能力をより低下させてしまうおそれがある。その場合、彼の第2期における生産活動の機会は以前にもまして縮小される。

このようにして、生産活動の実質的機会の縮小と消費活動の実質的機会の縮小との間に悪循環が生ずるならば、例えば、他者とのコミュニケーションという社会的活動、投票行動という政治的活動に必要な諸能力、さらには行為主体的自由の行使のために前提とされていた、目的や手段の選択に関する合理性および正義の感覚に裏付けられた公正性の能力や意欲それ自体が低下する危険性が存在する<sup>28</sup>。

主体的活動における機会と結果との内的連関を通じて累積されていく偶然的要因に着目するとき、自由と平等の間には対立以上の関係が見えてくる。すなわち、広義の自由を、個人の多様な価値や目的に基づく主体的活動の保証と定義するならば、その保証のためには、単に個人の主体的活動を妨げないような消極的自由の制度が要請されるのみならず、個人の意思とは無関係に個人の活動の実質的な機会を規定する自然的・社会的偶然をコントロールする積極的自由の制度が要請される<sup>29</sup>。社会保障制度とはそのような目的のもとに競争市場メカニズムを補完する制度に他ならない<sup>30</sup>。したがって、社会保障制度が分配後の帰結に着目するとすれば、その意図は、財の分配状態の平等ではなく、個人の自由に対する平等な配慮にあると解されなければならない。

以上の考察は必要に応ずる分配原理の正当化根拠を明らかにする。それは、個人の責任主体的な選択を可能とする制度的条件、すなわち行為主体的自由の保証と教育・就業の機会均等のもとで、なお残る偶然的要因の累積的影響を緩和することにある。次節の課題は、貢献に応ずる分配原理との相違点を浮き彫りにしつつ、必要に応ずる分配原理の基本的性質を特徴づけることにある。

### 3 必要に応ずる分配原理の基本的性質

個人が自己の責任において選択することのできる経済的、非経済的活動をその個人の機会集合と定めよう。個人の機会集合に及ぼされた自然的、社会的偶然の影響を除去し、それらの持続的、累積的大拡大をくい止めるという働きは、競争市場メカニズムを初め、貢献に応ずる分配原理に基づく経済制度においては期待しえない。なぜならば、貢献に応ずる分配原理は、その基本的性質において、個人の経済的活動の機会集合を所与とし、個人による経済的貢献量の選択のみを情報的基礎とするものだからである。

それに対して、必要に応ずる分配原理は、結果的に選択される経済的貢献量ではなく、様々な活動を選択するさいの機会集合を情報的基礎とする。この機会集合の大きさは、自然的、社会的偶然、人生の途上で遭遇する偶然的事象、既存の経済的、政治的諸制度などによって規定されているものである。必要に応ずる分配原理の基本的性質は、これらの要因に起因する機会集合上の必要に対して財への権利を付与することにある。機会集合上の必要とは平等な自由の確保のために機会集合を拡大する必要を指す。

いま、各々の分配原理に対して次のような定義を措定しよう。

貢献に応ずる分配原理：「より多くの貢献量に対してはより多くの分配分を、等しい貢献量に対しては等しい分配分を」。

必要に応ずる分配原理：「より多くの機会集合上の必要に対してはより多くの分配分を、等しい機会集合上の必要に関しては等しい分配分を」。

このとき、2人の個人の間で産出された財を分配するという以下の諸ケースにおいて、2つの分配原理の対立点が明らかとなる。

{ケース1} 先天的要因によって個人Aは個人Bよりも機会集合上の必要が大きいとする。他方、個人Bは個人Aに比べて経済的貢献が大きいとする。このとき、貢献に応ずる分配原理は、個人Bに対してより多くの分配を割り当てるのに対し、必要に応ずる分配原理は、個人Aに対してより多くの分配を割り当てる<sup>31</sup>。

{ケース2} 同様に、先天的要因によって個人Aは個人Bよりも機会集合上の必要が大きいとする。ただし、個人Aは本人の意思によって可能な限り高い労働能力を選択し、他方、個人Bは本人の責任において低い労働能力を選択した結果、両者の経済的貢献が等しくなったとする。このとき、貢献に応ずる分配原理は、両者に対して等しい分配を割り当てるのに対し、必要に応ずる分配原理は、個人Aに対してより多くの分配を割り当てるなどを命ずる。

{ケース3} 生産関数が単調増加の性質をもつという前提のもとに、ある個人の労働時間が $x$ から $x'$ に増加したとする。他の条件が一定であるとき、貢献に応ずる分配原理のもとでは、かならず彼の分配分は増加するのに対し、必要に応ずる分配原理のもとでは、彼の分配分は増加するとは限らない。

上述の3つのケースのうち、ケース1とケース2は個人間の必要の大きさの順序と貢献の大きさの順序が一致しないときに、2つの原理の対立点が明らかとなることを示している。他方、ケース3は個人の意思や努力に対する2つの原理の反応の相違を表すものである。経済的貢献の選択に表出した個人の意思や努力を積極的に評価するのは貢献に応ずる分配原理である。必要に応ずる分配原理は機会集合上の必要に変化がない限り、個人の意思や努力に対しては一般に中立的であることを特徴とする<sup>32</sup>。

以上のような比較から、必要に応ずる分配原理と貢献に応ずる分配原理とは、基本的性質において異なる原理であるものの、いずれも他に対して優先性をもつものではないことが明らかとなった。

このような両者の関係は2つの原理を適切にバランスづげること、すなわち機会集合上に及ぼされる自然的、社会的偶然の影響を調整すると同時に、経済的貢献の選択に関する意思や努力を積極的に反映するような分配ルールを設計することの意義と可能性を示唆する<sup>33</sup>。さて、次の課題は、解明された基本的性質を基礎にして、第二の問い合わせを検討し、「必要」概念の定義を確定することにある。

### III 潜在能力と「必要」

#### 1 「必要」概念の変遷

イギリスの救貧法の伝統では、社会が保障すべき「必要」は、財をベースとする客観的かつ絶対的概念として定義されていた。すなわち、人間が文字通り生存していくうえで最低限必要な財の種類と量が、あらかじめ物理的に決定され、それらの貨幣換算額を基準とした不足額が所得給付の「必要」とみなされた。不足額の計算にあたっては、いわゆるミーンズテストが課せられ、事前的な資産保有額が厳密に調査される<sup>34</sup>。このような定義は、財を利用する個人の能力の多様性はおろか、時代や社会の経済的、文化的相違をも反映しない硬直性をもっている。

このような定義に対して、最も明確な批判を展開したのがタウンゼントの相対的剥奪論であった<sup>35</sup>。彼の理論は次の2種類の相対性によって特徴づけられる。第一に、「必要」は、時代や社会の経済的、文化的な特徴を反映する概念として定義されなければならず、第二に、「必要」は、個人のおかれれた状態の絶対的水準のみならず、他者との比較における相対的水準に依拠して定義されなければならない。彼の定義によれば、たとえ社会の生活水準が向上したとしても、個人間の相対的格差が一定に保たれる限り、各人の必要量は変化しない。他方で、たとえ本人の絶対的な所得水準は変化しないとしても、他者との相対的格差が増加するならば、本人の必要量は増加する。

ただし、タウンゼントの議論もまた、必要概念の定義における客観的尺度の要請を前提としている。それに対して、I—2「問題の所在」で考察した方法は、個人の主観的尺度に基づく定義であった。だが、その方法は、ルールの実行可能性を保証し得ないばかりか、個人の主観的判断が何を基礎とするのか、個人的な趣向や選好に基づくのか、それとも自己や他者の客観的状態を秤量した熟慮的、反省的判断に基づくのかを区別し得ないという規範的な難点をも抱えている<sup>36</sup>。

以上のような定義に対して、本論文は、第一に、個人の資質や能力における多様性および尺度の形成それ自体に関する各人の主観的判断を反映しつつも、何らかの客観的尺度に基づくものとして、第二に、時代や社会の経済的、文化的相違を反映しつつも、他者との相対的格差に拘るのではなく、各人の絶対的水準に依拠するものとして必要概念を定義する。そのような定義の方法を与えるのがセンの潜在能力アプローチである<sup>37</sup>。

#### 2 センの潜在能力アプローチ

##### 1) 「機能」への着目

センは個々人の状況を意味あるものとしてとらえるために、「アドバンテージ」（境遇・好機）という概念を提出した。センによれば、個々人の境遇は、設定された目標が本人の主体的意思に基づくものであるか否かに関連する「行為主体性」（agency）、ならびに本人の潜在的に達成可能な生き方が豊かであるか否かに関連する「福祉」（well-being）、という2つの観点から評価されなければならない。たとえ、福祉の観点からは高く評価される状況であるとしても、本人自身の目標が福祉以外のものに設定されていた場合、あるいは逆に、行為主体性の観点からは高く評価される状況であるとしても、本人の生が悪しき状態に留められている場合、2つの観点は異なる評価を下すであろう。潜在能力アプローチは、福祉の観点について、さらにその具体的な分析方法を指し示すものである。

潜在能力アプローチは、2つの特徴から構成される。一つは、個々人の福祉を評価するさいに、財や所得などの資源ではなく、またそれらの資源を用いて得られる主観的効用でもなく、資源と効用との中間的概念である「機能」(functionings)に注目することであり、他の一つは、個々人の福祉を評価する際に、人々が現実に達成した機能ではなく、人々が機能の達成に当たってもつ現実の「機会」の大小に注目することである。

財そのものではなく、財のもつ特性に注目することによって消費者理論をより客観的に構築する途を拓いたのは、ランカスターの特性理論であった<sup>38</sup>。人々が財から得る効用(快不快、幸福感、達成感に分類される)の内容は多種多様である。しかし、個人の財の選択には財そのものを比較秤量するための基準が存在し、その基準は個人間で共通であるかもしれない。例えば、多種多様な車の中でどれを選ぶかは、車からどのような種類の特性を引き出すことを期待するか(例えば、移動性、安全性、かっこよさ)という客観的基準に対する各人の主観的なウエイトの相違によって説明することができる。

センの潜在能力アプローチは、このような財の特性のみならず、財を用いて達成する機能に着目することによって、個人的諸条件の多様性を反映した、客観的尺度の形成を試みるものである。機能とは、財の特性によって人が成就したこと(doing, being)を意味する。いま、ある財のもたらす効用を、その財の特性に基づいて本人が達成した機能から生み出される主観的感情であると考えよう。そのとき、財の特性と効用との間には、財の特性から機能を生み出す個人の利用関数と機能から効用を生み出す個人の効用関数が介在することになる。効用関数は、それまでに個人が形成してきた財(財の特性)の享受パターンを表す概念である。同様に、財の利用関数は、それまでに個人が形成してきた財の利用パターンを表す概念である。たとえ財の特性が同一であっても、個人がそれを用いてどのような機能を達成するかは、財の利用パターンに関する個人の身体的、精神的能力、その他の諸条件に依存すると考えられる。

各財に期待される特性の種目を客観的に定めることができると同様に、人間の福祉を構成する機能の種目をもまた、客観的に定めることができ理論的に可能である。そして、各人が最終的に諸財からどのような主観的効用を享受するかに関しては、個人間比較の基軸そのものが立たないのに対して、各人が財の諸特性を用いてどのような機能を達成するかに関しては、共通の基軸のもとで検討することが可能となる<sup>39</sup>。

## 2) 機会への着目

個人の自由な意思に基づく多様な行動を前提とするとき、必要に応ずる分配の根拠は、帰結の是正ではなく、実質的な機会の保障、すなわち自然的、社会的偶然が個人の選択集合に及ぼす影響の緩和に求められた。センもまた、同様の視点を取る。すなわち、彼は個人の境遇の評価を、達成された機能ではなく、機能を達成するための機会集合の豊かさに求める。ある一つの財(ベクトル)をある一つの利用パターンで用いるならば、一つの機能(ベクトル)が達成される。同一の財(ベクトル)であっても、異なる利用パターンを複数個選択できるならば、複数の機能(ベクトル)を達成する機会をもつ。さらに、財(ベクトル)もまた複数個選択可能であれば、達成しうる機能(ベクトル)の機会はさらに増加する可能性をもつ。このように財(ベクトル)の選択集合と利用パターンの選択集合とに依存して決定される機能(ベクトル)の機会集合を、ある人の「潜在能力(capability)」と呼ぶ。このように定義された「潜在能力」は、個人が機能の選択に関してもつ自由度を表している<sup>40</sup>。

機能の機会集合の個人間比較は、後述するように、達成された機能の個人間比較が抱える技術的な困難性を軽減するものではない。それにもかかわらず、このような枠組みを採用するセンの意図は次の点にある。「問題は自由のある種の解釈から発生する。この解釈によれば、われわれがなすことには成功するものを考えるだけでは不十分である。われわれはさらに、われわれがなしえたはずのものを考慮しなくてはならない」。ここでいう「自由のある種の解釈」とは、自由の構成条件として、消極的自由のみならず、「選択の積極的能力」(the positive ability to choose)をも含める解釈に他ならない<sup>41</sup>。

個人の境遇を評価する上で意味のある指標として、効用ではなく、「機能」を採用し、機能空間上で選択されるポイントではなく、選択集合それ自体の豊かさを問題とする点に潜在能力アプローチの真髓がある。

### 3 センの潜在能力アプローチの問題点

センの潜在能力アプローチについて、上述のような基本的枠組みを確認した上で、次に、「必要」概念を定義する上で問題となる点をいくつか検討しよう。第一に、人間の福祉を構成するいくつかの機能種目を共通に設定し得たとしても、価値や目的に関する個人的判断の多様性を前提とする場合、はたして複数の機能種目によって構成される機能集合の順序づけに関して、人々が納得しうるような共通評価を形成することが可能であろうか。第二に、たとえ共通評価の形成が可能であるとしても、それによって評価された個人の境遇と社会が保障すべき「必要」との関係が明らかではない。上述した、積極的自由をめぐる議論においては、機会集合の乏しさのみならず、機会集合を規定する自然的、社会的偶然の存在が、社会的保障の根拠とされている。裏返せば、個人的責任に基づく機会集合の縮小はそれ自体では請求権とはなり得ない。はたしてセンの理論においてはどうであろうか。

第三に、同様に、たとえ共通評価の形成が可能であるとしても、社会が保障すべき「必要」は、各人の状況の絶対的水準によって定義されるべきであるか、それとも他者の状況との相対的格差によって定義されるべきであるかが明らかではない。「アドバンテージ」という用語には他人と比較したある人の好機という意味が含まれている。その際に、他人との比較はある人の状況を評価するための手掛かりとされるのか、それとも他人との比較、そこで明らかとなる相対的格差はそれ自体として意味を持つのか。次章においては、これらの問題を順に検討し、「必要」概念の定義を確定したい。

## IV 「必要」概念の定義

### 1 客観的評価の方法

上述の第一の問題は、社会的選択理論をはじめとする多くの分野において取り上げられ、すでにいくつかのアプローチが提出されている<sup>42</sup>。この問題に対するセン自身の解決は、社会的判断の完備性に固執せずに（ある特定の比較に関しては沈黙を守ることと引き換えに）、福祉の共通基準を得るという目的を持って、その限りにおいて社会的な部分順序を形成する方途を探るというものであった<sup>43</sup>。本論文の目的もまた、人間の福祉を構成する機能集合を完全に順序づけることではなく、分配政策の決定に当たって参考すべき「必要」概念を定義することであり、その限りにおいて、機能集合を比較評価することにある。

センのいう機能とは、財とその特性を用いて人が行なうこと、なりうることを意味する概念であった。例えば、栄養を摂取すること、自転車に乗ること、絵を描くことは、いずれも、パンや自転車や絵具という財がもつ客観的な特性、すなわち栄養価や移動性や色彩の表出に対して人々が期待する機能の種目である。必要概念の定義に当たっては、それらの機能種目を軸として人々の状況を比較評価する方が、財から得られる快不快感、達成感、幸福感などを直接的に比較評価するよりも、はるかに有効であると考えられる。ただし、ここで挙げた3つの機能種目が、すべて、「必要」概念を定義する上で同一のウエイトをもつかどうかは、再考を要する問題である。

再考のポイントは、各機能種目に対する各人の主観的判断の多様性を尊重しつつも、何らかの方法で、合意可能な客観的尺度を形成することにある。その1つの方法として、例えば、個人の価値や目的の形成に関する社会的、文化的な被制約性を考慮するという制度主義的アプローチが挙げられる<sup>44</sup>。財の享受に関する主観的効用は、人間の感情に属するものであるから、多様で移ろいやすく、分配原理の基礎としての確からしさを期待できない。それに対して、自己の福祉にとって必要な機能種

目とその量に関する評価は、熟慮的・内省的性格を有するのみならず、他者や周囲の状況との照合という社会的性格をも帶びてくる。さらに、どのような機能種目を社会的保障の対象とし、どのような機能種目を自由な市場的交換に委ねるべきであるかという社会的、規範的判断については、ある社会において共有されている思考様式に基づいて合意形成が可能であると考えられる。

## 2 個人責任的要因と非個人責任的要因との区別

第二の問題点に移ろう。センの潜在能力アプローチでは、個人の状況を規定する個人責任的な(responsible)要因と非個人責任的な(non-responsible)要因との区別が明示的に考慮されていないという批判が、ジョン・ローマーを中心として寄せられている<sup>45</sup>。だが、次のような記述に表されたセンの問題意識を見る限り、このような批判は適切ではない。「潜在能力の決定要因のうちで、人が選択できる要因と選択できない要因とを区別することが重要である。… 合理的資源配分のための政策決定に際しては、選択可能な要因がはっきりと区別されている必要がある」<sup>46</sup>。

センの理論においては、潜在能力からの選択（さらには、財ベクトルの選択集合からの選択と利用パターンの選択集合からの選択）は個人の責任主体的行為とされている。たとえ、結果的に達成された機能の水準が低いものであろうとも、機能の機会集合が豊かであった場合、彼の境遇は高くカウントされうる。たとえば、ある人が自転車に乗れず、栄養失調であり、絵も描けないとしても、自転車やパンや絵具を購入することが十分に可能であり（財ベクトルの選択集合が十分に大きい）、購入した財を利用する能力も生来高いならば（利用パターンの選択集合も十分に大きい）、彼は決して不遇な人とは見なされないであろう。

個人の責任によっては変更しえない要因が存在するとき、それらが潜在能力を規定する。例えば、食物の代謝率は、個人が変更しうる要因ではないので、パンの利用パターンに関する個人の選択集合を規定する。それに対して、食物の咀嚼は、個人による適切な配慮が可能な要因であるから、所与の選択集合からできるだけ高い財の利用パターンを選択するという、責任主体的な問題に属する。同様に、天命は個人が変更しうる要因ではないので、選択可能な労働時間の選択集合、すなわち総労働可能時間を規定し、その結果、所与の社会的諸条件のもとで獲得しうる財の選択集合を規定する。それに対して、健康管理による寿命の延長は、個人による適切な配慮が可能であり、所与の選択集合からできるだけ多くの総労働可能時間の選択を可能にするという、個人の責任主体的な問題として位置づけられる<sup>47</sup>。

2つの要因を区別することの意味は、III-2 であげた動学的モデルで考察するとき、より明らかとなる。いま、第2期における個人  $i$  の財（ベクトル）の選択集合  $A_i$  が極めて小さく、所与の財利用能力  $F_i$  のもとで達成しうる機能の機会集合が極めて限定されたとしても、その原因が第1期における本人の責任主体的な選択に起因するものであれば、すなわち例えば第1期の消費活動の選択集合が十分大きいものであったにも関わらず、健康を害する財を多く消費したために、第2期における彼の労働能力が低下し、所得の低下を招いたのであるならば、個人  $i$  の潜在能力は  $A_i$  そのものを構成要素として定義されるのではなく、本人の責任主体的要因が  $A_i$  上にもたらした負の影響を割り引いた値を構成要素として定義されるべきである。

個人の選択が可能ではないものの、社会政策的にコントロール可能な要因も存在する。本論文が考察の対象とする分配ルールは、その一例である。分配ルールは、所与の生産技術や人々の経済的貢献によって定まる総生産量（総所得）を、何らかの基準で抽出された情報的基礎に基づいて個々人に配分するルールである。したがって、たとえ個々人が賦与された生産活動の自由度ならびに財の利用に関する個人的能力それ自体は変更しえないとしても、個々人の消費活動の実質的機会を調整すること、それによって、人々の社会的、文化的活動、ならびに後続する経済活動の実質的機会を適切にコントロールすることが、分配ルールの適切な設計によって可能となるのである。

ところで、個人的責任によって選択不可能な要因は、自然的偶然と社会的偶然、および分配ルールをも含めた既存の社会・経済制度から構成される。このような要因に起因する機会集合上の不足が「必要」の根拠たりえる。他方、個人の努力や意思や選好によってもたらされる帰結は、選択の自由が制

度的に保証されている限り、たとえその内容が人道主義的直觀に反するものであったとしても、「必要」の根拠とはなりえない。

### 3 相対的尺度か絶対的尺度か

最後の問題を検討しよう。相対性と絶対性をめぐるタウンゼントとの論争において、センは2つの点を指摘した<sup>48</sup>。一つは、個人の「必要」は、他の社会構成員と比較した相対的格差によってではなく、当人の「最小限潜在能力（minimum capability）」の欠如という絶対的概念によって定義されなければならないという指摘である。ただし、「最小限潜在能力」の内容は、時代や社会を超えた普遍的なものとしてではなく、ある社会のある歴史的段階に固有な「同時代的基準（contemporary standard）」に呼応して決定されると考えられている<sup>49</sup>。

他一つは、潜在能力空間における絶対的問題が、財空間においては、構成員間の相対的格差の問題に変換される場合があるという指摘である。例えば、「最小限潜在能力」として、社交生活へのスムーズな参加という機能を考えよう。センによれば機能の機会集合を決定する要因の一つは財（ベクトル）の選択集合であった。いま、個々人の社交能力がさほど変わりがないとすれば、個人がどの程度、社交生活に参加しうるかは、本人の有する財の選択集合と参加を予定する他のメンバーの有する財の選択集合との相対的格差に依存して決定される。<sup>50</sup>

財空間のみに視野を限るならば、センの第二の指摘は上述のⅢ—Iにおけるタウンゼントの第二の相対的観点と共通性をもつ。しかし、センの議論においては、財空間における相対的格差の問題性が、機能空間における個人の絶対的な不足によって明確に説明されている。それに対して、タウンゼントの議論においては、相対的格差の存在がそれ自体として問題視されている。例えば、各人の労働インセンティブを内生化した上で、財の最小分配分を最大化するような分配政策が遂行されたとしよう。その結果、最小分配の個人が可能な限り多くの財を取得したとしても、タウンゼントの議論においては、個人間の相対的格差が残る限り必要の発生は免れえない。

両者の相違は、必要に応ずる分配原理の基本的性質に照らして考察するとき、一層明らかとなる。個人の機会集合に及ぼされた偶然的要因の影響を緩和することには、個人の自由な意思に基づく多様かつ卓越的な行動を支えるという目標があった。個人間の相対的格差が問題になるとすれば、その根拠は、ある個人の主体的活動における実質的な機会が、偶然的要因に起因する相対的格差の存在によって、社会的に容認され得ない水準にまで引き下げられているという絶対的な観点から説かれなければならない。

## V 必要に応ずる分配原理の定式化

本節の課題は、以上の議論をもとに、必要に応ずる分配原理を定式化することにある。まず、次の2つの前提と3つの条件によって、「必要」概念を定義する。

### 社会制度における2つの前提（正義の環境）

- ① 行為主体的自由の保証：いかなる分配ルールのもとであっても、自己の有する機会集合からの選択、例えば、経済的貢献量の決定、財の選択集合からの選択、機能の機会集合からの選択などは、個人の主体的自由として保証されなければならない。
- ② 教育・就業の機会均等：資産、家柄、国籍、性別などの理由に基づく教育・就業の機会の制限が禁止されるのみならず、労働や財の利用に関する各人の能力や資質を最大限に伸ばす機会を積極的に設定するような教育政策がとられなければならない。

### 必要概念を規定する3つの条件

- ① 必要とは、非個人責任的な要因によって規定される機会集合上の不足であること。機会集合内の点は個人責任的な意思によって選択可能であるが、機会集合以外の点は、個人責任的な意思によっては選択できない。
- ② 資源および効用ではなく、資源と資源を利用する個人の身体的・精神的諸能力によって達成される機能の機会集合上の不足であること<sup>51</sup>。
- ③ 必要とは、社会構成員間の相対的格差によって定義される不足ではなく、客観的基準となる「参照水準」からの距離として絶対的に定義される不足であること。ただし、客観的基準となる「参照水準」は、以下のような手続きによって定められる。
  - 1) 人間の福祉を構成する機能種目の中で、当該社会の構成員である上で基本的重要性をもつと判断される機能種目を抽出する。ただし、この判断は、当該社会構成員によって合意された規範的判断を意味する<sup>52</sup>。また、抽出された機能種目を基本的機能種目、基本的機能種目によって構成される空間を基本的機能空間、基本的機能空間において定まる個人の機会集合を個人の基本的潜在能力と呼ぶ。
  - 2) 当該社会の経済的・社会的諸条件のもとで実行可能であり<sup>53</sup>、かつ、当該社会の構成員であり続けるために最小限必要と判断される基本的潜在能力水準を設定する。ただし、ここでいう、経済的・社会的諸条件とは、生産技術や人々の選択する経済的貢献量など直接、資源の賦存に影響を与える要因のほか、資源の利用に関する人々の身体的・精神的諸能力の分布状態をも含むものである<sup>54</sup>。また、そのような水準をみたすような基本的潜在能力を最小限潜在能力と呼ぶ。
  - 3) このように定められた最小限潜在能力を、社会で必要を測定するための参照水準とする。

かくして、ある社会構成員の「必要」は、当該社会において定められた最小限潜在能力と比べた基本的潜在能力の不足として定義される。必要に応ずる分配原理は、このように定義された各人の必要に対して、実行可能な方法によって資源への権利を付与する分配原理として定式化される。

## VII 結論的覚え書き

最後に、3つの点を述べて結びに代えたい。

(1) 本論文で定義された必要に応ずる分配原理は、賠償の原理から区別されなければならない。ここでは、個人的責任によって選択可能な最大限の範囲として機会集合が定義され、機会集合上の不足として「必要」が定義されているから、必要概念の中には、①必要は個人責任的要因に基づかないで発生する不足であること。および②必要は個人の責任によっては充足することのできない不足であることという2つの要件が内包されている。それに対して、賠償の原理は、①の要件のみによって構成され、②の要件を必要としない。つまり、たとえ本人の責任によって機会集合上の不足を充たすことが可能であったとしても、不足の発生が本人以外の主体に起因する限り、その主体が負うべき充足の義務は軽減されるものではない。

(2) 本論文においては、必要概念の客観性は、ある時代におけるある社会の構成員の規範的合意によって与えられた。このような客観性のフレームワークは、同時代における国際的な移転、もしくは重なり合う異世代間の移転を不可能とするものではない。各国、各世代において妥当する基本的機能種目の内容が異なるものであったとしても、国や世代を越えた「社会」の経済的・社会的諸条件のもとで、実行可能であり、かつ最小限必要と判断される最小限潜在能力の各水準が合意制定されるならば、国家間の、また、異世代間の必要に応じた再分配は可能となる。本論文における客観性とは、規範的合意の実現と同義であり、規範的合意の可能性とともに、その外延が拡大する概念として用いられている。

(3) 貢献に応ずる分配原理と必要に応ずる分配原理とをいかにバランスさせるべきかという規範

的問題は、バランスづけの変化に伴う人々の経済的貢献のインセンティブの変化を比較検討するという事実解明的な問題から切り離して考察することはできない。個々人の経済的貢献の選択は、自己の保有する生産活動の選択集合と分配ルールを所与として達成しうる自己の状態を予測して決定されるとするならば、例えば、必要に応ずる分配原理のウエイトの上昇に伴って、必要な小さい個人の経済的貢献のインセンティブが低下したために総生産量が減少し、結果的に必要な大きい個人の取得しうる分配分をも減少させてしまうというケースが発生する。

このようなケースの発生は、いわゆるインセンティブ問題と呼ばれ、しばしば、競争市場メカニズムの優位性を主張する議論と結びついてきた。しかし、インセンティブ問題の本質は、多元的な目的や選好、および諸条件をもつ個々人が、異なる分配制度に対応していくかなる規範意識をもち、どのような行動様式を形成するかというものであって、競争市場メカニズムのみが問題を免れるわけではない。ある特定の分配制度は、それと適合的な規範意識をもたらす。経済的貢献のみを情報的基礎とした分配を当為とみなす常識的規範（common sense norms）が存在するとすれば、それはまさに競争市場メカニズムの発展とともに根付いた規範意識に他ならない。したがって、貢献対必要のウエイトづけの変化に伴う人々の経済的貢献のインセンティブを比較検討するためには、競争市場制度に適合的な規範意識とそのもとで形成された行動様式を暗黙の前提とするのではなく、それらを相対化するような分析枠組みが用意されなければならない。本論文はそのための準備作業に位置づけられる。

---

---

## 注

<sup>1</sup> 「自由かつ平等」の意味についての詳細は、Rawls, 1992, Part I § 7 参照。重要なことは、この表現は、市民の本質的特徴を規定するものであり、社会的な施策や取り決めに関する要請ではないという点である。「自由」であるということは、各人が合理性と公正性という2つの道徳的能力をもち、自己の価値や目的を自発的に設定し、追求する存在であるという意味であり、「平等」であるということは、各人の設定する価値や目的やそれらを追求する行動が互いに比較不可能な等しい尊厳性をもつという意味である。社会的基本財とはこのような特徴をもつ市民の必要 (citizen's needs) に他ならない。

<sup>2</sup> ロールズによれば、社会的基本財の分配は平等分配ではなく、「正義の二原理」に照らして公正であることが要求される。「正義の二原理」とは次の内容をさす。第一原理：各人は、相互に両立可能であることを条件とし、十分適切に定められた平等な基本的諸権利と諸自由の体系に対して平等な請求権を有する。第二原理：社会的、経済的不平等は次の2つの条件をみたさなくてはならない。第一に、公正な機会均等の諸条件のもとですべての人間に開かれている職務や地位にともなうものであること。第二に、社会の最も不遇な人々の最大の利益に適うものであること。

<sup>3</sup> 後藤、1994 参照。ただし、そこでの主要な目的は格差原理の性質を分析することにあり、貢献に応ずる分配原理をみたす分配ルールとしては比例的貢献ルールが、また、必要に応ずる分配原理をみたす分配ルールとしては比例的必要ルールが限定的に採用されているが、本論文の考察する対象は分配原理そのものであるので、「より多くの貢献量（必要量）に対してはより多くの分配分を、等しい貢献量（必要量）に対しては等しい分配分を」という、より緩やかな概念規定のもとに議論を進めたい。

また、様々な目的を有する分配原理を「常識的規則」 (common sense precepts of justice) と総称し、それらをバランスづけるための高次の基準を「正義の二原理」に求めたロールズ自身の記述に関しては、ロールズ、1971, Part Two Institutions, Chapter V, Section 43, 47 参照。また、様々な分配的正義の基準の分類をめぐる議論については、塩野谷、1984, pp.446-450 参照。なお、塩野谷は様々な基準を大きく2つに（貢献と必要）に分類している。さらに、異なる分配原理のバランス付けという視点を提出する日本語文献としては、石川、1991, pp.29-33 参照。

<sup>4</sup> センの潜在能力アプローチの有効性に関するロールズ自身の言及としては、以下を参照。「私は以下の点においてセンに同意する。基本的潜在能力は第一義的な重要性をもち、基本財の利用は常にそれらの潜在能力に関する諸前提に照らして吟味されなければならない」 (Rawls, 1993, p.183)。すなわち、病気や事故の影響をも含む個人的特徴の相違（身体的能力や技術の相違）が明らかとなってくる立法的段階においては、社会的基本財の分配に際して、センの潜在能力アプローチに基づく柔軟な指標が考案される（同、pp.185-186）。センの潜在能力アプローチとロールズの正義論との相補性に関する詳細は、後藤玲子、1996 参照。

<sup>5</sup> 貢献に応ずる分配原理をみたすルールの一つである比例的分配ルール (Proportional Rule) に関して、その「過剰生産性」を論じた先駆的文献としては、Sen, 1966 参照。また、比例的分配ルールの性格に関する公理的研究としては、例えば、Moulin, 1987 参照。また、パレート効率的かつ比例分配的な解をもたらす分配ルールの遂行可能性をめぐる研究としては、例えば、Roemer, 1989, Suh, 1995, Yoshihara, 1996 参照。

<sup>6</sup> Marx, 1875, 訳 p.35。

<sup>7</sup> 厚生省、1996, p.5。

<sup>8</sup> 各人の必要を等しいと見なした上で成立する「均等分配ルール」に関して、その「過少生産性」を論じた文献としては、Sen, 1966 参照。

<sup>9</sup> ロールズは社会的基本財に対する権利配分の問題を論ずるに当たって、社会的基本財の目的や価値そのものを論ずることはなかった。目的や価値の相違に関わらず、すべての市民にとって少なくとも

---

手段（means）としての有用性を持つことが確認されるならば、それ以上の解釈を必要としない。その意図は、目的や価値に関するいかなる包括的理論からも、最小限合意可能な正義理論をつくることにあった。それに対して、本論文は、（行為主体的な）自由、機会、所得や富などの社会的基本財の有用性を、「個人の主体的活動の保証」という広義の自由の観点から考察している。このような考察はロールズ正義論のフレームワークからは逸脱し、「手段としての自由」のみならず、「価値としての自由」をも射程に入れようとするセンの立場に近づくものである。

<sup>10</sup> 実行可能性の条件とは、ルールによってもたらされた配分が実行可能配分であること、すなわち各社会構成員に帰属する分配分の合計が、総生産量を越えないことを意味し、形式的には、次のように表される。社会構成員の数を  $n$ 、社会の総生産量を  $Y$ 、ある分配ルール  $h$  のもとでもたらされた個人  $i$  の分配分を  $y_i(h)$  とするとき、 $\sum y_i(h) \leq Y$  が成立すること。

<sup>11</sup> ロールズは、「公正な協同システムとしての社会」（Society as a Fair System of Cooperation）という観念を提出しているが、それは、生産手段が公的に所有されている制度を意味するものではない。「協同」とは、「公的に容認されている諸ルールや諸手続きによって導かれていること」を要件とする観念であり、「協同の公正な諸条件」は、各人が各自、そのような諸ルールや諸手続きによって要求される役割を果たすという「互恵性」（reciprocity）の観念を特定化するものである。より具体的には、「すべての人々の努力によって生み出された諸便益は公正に分配され、一つの世代から次の世代へと分かちあわれる」ことが保証される（Rawls, 1993, p.16）。

<sup>12</sup> 個別の目的をもった集団であるアソシエーション（association）や包括的な善の体系を共有する共同体（community）と社会（society）との相違については、Rawls, 1993, Lecture I, § 7 “Neither a Community nor an Association” 参照。

<sup>13</sup> Aristotle, 訳 pp.104–105. なお、アリストテレスは「正しき」配分を人々と事物との間の「同一の均等性」としてとらえ、さらに「同一の均等性」を「事物の間におけると同じ比の関係が人と人と間にも存する」とことと解しているため、配分的正義は比例的正義と呼ばれることがある。

<sup>14</sup> メンガーの以下の記述参照。「したがって、価格の正しい理論は、二つの財数量間の、実際にはどこにも存在していない、あのいわゆる客観的『等価性』Äquivalenz を説明することを課題とするものではないのである。むしろ、それがめざしているのは、（中略）、経済活動を行う人々が自分たちの欲望を可能な限り完全に満足させようと努力することから、どのようにして、実際にも、諸財を、しかもその一定数量で交換しあうようになるかを示すことである。」（Menger, 訳書 p.308-309）

<sup>15</sup> これは個人が当然受け取るに値する（deserve）ものをもっていることを前提とした議論である。ロールズはこのような議論に対して、ある制度を所与とした場合の合法的期待（legitimate expectations）と道徳的価値（moral desert）という2つの概念を区別する必要を説く。彼によれば、特定の分配制度を離れて個人が有する道徳的価値は、先に挙げた市民的資質にのみ求められるのであって、通常の経済的、社会的貢献は特定の制度に依存した合法的期待を持つことができるものの、道徳的価値を持つとはかならずしもいえない。

<sup>16</sup> 限界生産力原理とは、このような規範的観点から市場的交換の均衡をもたらす分配メカニズムを説明づけた理論に他ならない。限界生産力原理は、「個々の資源のサービスに対する代価がそれをはたす生産的貢献、より厳密には生産物市場価格によって表現された社会的有用性に対する生産的貢献に等しいことを要求する事実をもって、倫理的に公正な分配規準をみたす」と考えられた（石川、1991, p.26）。限界生産力原理に対する体系的な規範的評価の先駆者としては、Clark, 1923 参照。

<sup>17</sup> 生存権の観念には、生存する権利（right to existence）という狭義の観念から「生活権」（right to life worthy of human dignity）と呼ばれる広義の観念までが含まれている。堀、1997, p.468 参照。

<sup>18</sup> 正確には、ワイマール憲法は直接的に生存権を規定したものではなく、生存権が実定法に根拠をおくようになるのは、第二次世界大戦後であるとされている。なお、日本においては、生活保護法が憲法第25条を直接の根拠としているほか、社会保障法も憲法第25条を理念上の基盤としているという。堀、1994, p.98, 1997, p.468 参照。

<sup>19</sup> 例えば、the basic Rights of Man and of the Citizen of the 1789 Declaration 参照。なお、バーリンは、個人の主体的行為が妨げられないことを「消極的自由」(negative liberty)と呼んだ(Berlin, 1969 参照)。バーリンのいう消極的自由に社会的ルール制定への参加の自由を加えたものが、センの「行為主体的自由」(agent-freedom)やロールズの「基本的諸自由」(basic liberties)の概念に相当する(後藤、1996 参照)。後述するように、消極的自由は何らかの再分配施策を要請する「積極的自由」(positive liberty)の対立的概念としてとらえられてきた。だが、厳密にいえば、積極的自由と対立するのは、例えば、コルムのいう、「完全な目的成就の自由」(full aim-freedom)であって、消極的自由ではない。完全な目的成就の自由とは、資源の所有者が自己の行為の目的(例えば、報酬を得ること)を、(例えば、租税制度によって)妨げられないことを意味する。なお、コルムは、消極的自由に対応する概念を「行為の自由」(act-freedom)と呼んでいる(Kolm, 1996, p.87-108 参照)。

<sup>20</sup> 後述するように、経済的活動の機会集合がごく小さい環境のもとであっても、個人の意思によつて、高い文化的、政治的活動を達成することが一時的には不可能ではなく、その可能性が行為主体的自由の優先性を支持する一つの根拠ともなる。だが、そのような状況は、人々による自由の行使を持続的に支える環境とはいえない(注 2 参照)。

<sup>21</sup> 市場競争メカニズムの特性として、厚生経済学の基本定理として表現されている効率性のみならず、情報の節約性、分権性、誘因両立性などが挙げられる。Hayek, 1988, 奥野・鈴村, 1985, p12-16, 西條, 1995などを参照。また、社会状態に関する個人の判断が形成される際に、帰結に関する望ましさのみならず、プロセスに関する望ましさが重要な役割をはたすことがアローによって指摘されている(Suzumura, 1997, p.3, Arrow, 1951, pp.89-90)。帰結とプロセスの両者をとらえるフレームワークの構築を目的として、アロー以来の諸議論を批判的に検討した文献として、Suzumura, 1997 参照。また、鈴村らは、帰結に対する評価とプロセスに対する評価との間の内的連関を明らかにする具体的な方法として、拡張的選好モデルを提出している(Pattanaik and Suzumura, 1994)。

<sup>22</sup> 例え、1834 年に制定されたイギリスの新救貧法に関する次のような記述を参照。「働きながらも救済を受けている有能貧民と独立労働者を依存性の有無によって明確に区別し、そして前者の処遇を後者のそれよりも低いものにした。被保護者の低位性原則、劣等処遇である。」(柄本, p.8) また、効用関数の遞減を仮定するならば、高所得者層の効用を大きく下げることなく、低所得者への所得移転が実行可能であることが理論的にも明らかにされている(Sen, 1973, pp.17-18)。さらに、利他性という外部性を仮定するならば、低所得者の効用の増加が高所得者固有の効用の減少を補い、結果的に高所得者の効用を高めつつ、所得移転を実行可能である点が明らかにされている(ホックマンとロジャーズによるパレート最適再分配論参照。(Hockman and Rodgers, 1969, 村上雅子, 1988, p.28))。

<sup>23</sup> 「これらの尺度(筆者注:不平等度の尺度)は表面上記述的とはいえ、その背後には、不平等とは何か、についての潜在的価値判断がふくまれるのであって、その判断基準を社会的厚生関数の形式で明確化しようと試みてきた」(青木、1979, p.79) 参照。また、Sen, 1973 参照。なお、近年においては、規範的分配規準としての「平等」(equality)について、「所得の平等」ではなく、「福祉の機会に関する平等」(Equality of Opportunity for Welfare)を考察の対象とする研究が進められている。(Arneson, 1989, Cohen, 1989, Fleurbe, 1994, 1995などを参照)。なお、これら近年の「平等主義」に関する展望文献としては、Roemer, 1995, Chapter 8 参照。

<sup>24</sup> Okun, 1975, 第 2 章参照。

<sup>25</sup> このような立場を鮮明に打ち出したのは、ハイエク、バーリン、フリードマン、ノージック等である(Hayek, 1988, Friedman, 1962, Berlin, 1969, Nozick, 1974)。彼らの立場は自由至上主義(Libertarianism)と総称され、後述するように、「自由と平等とを結びつけている自由主義(liberalism)」(Rawls, 1996, Introduction to the Paperback Edition, p.lviii)とは区別される。近年においては、例えば、Lindbeck, 1988, pp.299-309 の議論を参照。同論文において、リンドベック

---

クは競争市場制度と「自然」(nature)のもたらす制約を所与の前提とした上で、「自分自身の行為によって自己の状況を変化させる可能性が政府の諸政策によって制限された場合、選択の自由が制限されたと言ってよいだろう」と述べている。

<sup>26</sup> 市民と個人の責任に関して、ロールズは次のように述べている。「社会、すなわち集合体としての市民は、平等な基本的諸自由と公正な機会均等を維持し、ならびに、この枠組みの中のすべての人々に対して基本財の公正な分け前を提供する責任を受容する。他方、個人およびアソシエーションとしての市民は、自分たちの目的や望みを、自分たちの現在、および予測しうる状況の下で期待しうる多目的手段の見地から改訂し、調整する責任を受容する」。(Rawls, 1993, p.189) なお、ロールズの議論における行為主体的自由の優先性に関しては、後藤(1996)参照。ただし、優先性が一般的に成立するためには、人々の自由の行使を妨げないための「適度に望ましい諸条件」(reasonably favorable conditions)が要請される(Rawls, 1993, p.297)。

<sup>27</sup> 競争市場メカニズムでは一般に、労働以外の生産要素へのアクセスは平等に保証されていない。すなわち、富の格差の問題が存在するために、社会的偶然の影響はより大きくなるものと考えられる。

<sup>28</sup> 近年、ロールズは、基本的諸自由を守り、社会的・経済的不平等の行き過ぎを防ぐために、社会の基礎構造が備えるべき本質的な前提条件として、「所得や富の穏当な分布」(a decent distribution of income and wealth)などに加えて、「基礎的な医療(health care)を市民全員に保障すること」を挙げている(Rawls, 1996, p.59, 川本, 1997, pp.259-260)が、その意図は、疾病と所得の悪循環が、個人の活動機会を狭めるのみならず、市民に当然備わっていると前提されていた「合理性」と「公正性」という2つの道徳的能力すらも損ねる恐れがあるという認識に基づくものと考えられる。

<sup>29</sup> 自由と平等との内的連関を見据え、両者の統合を図ろうとする議論の一つとして、Cohen, 1989. 参照

<sup>30</sup> 社会保障制度の基本的性格と道徳理念に関しては、塩野谷、1997a, 1997b 参照。

<sup>31</sup> Gotoh, R. and Yoshihara, N, (1997), Proposition 1 参照。

<sup>32</sup> 現実問題としては、例えば、先天的な障害の存在にも関わらず、本人の並外れた努力によって他の同一条件の人々よりもはるかに大きな機会集合を獲得する場合がある。だが、上述した、本論文の機会集合の定義においては、本人の努力によって獲得しうる能力は、すべて、もともと彼に備えられていた機会集合内の点と見なされるために、このような機会集合上に変化をもたらす本人の努力という問題は扱い得ない。ただし、機会集合内により高い能力を選択したとしても本人の分配分が増加するとは限らないという意味で、意思や努力に対する必要に応ずる分配原理の中立的性格を述べることは可能である。

<sup>33</sup> 機会集合上の必要な充足と貢献への報酬という2つの原理をバランスづける方法の分析は、本論文の課題を越えるものであるが、考察すべき問題については、本論文、VI 結論的覚え書き、参照。

<sup>34</sup> B. S. Rowntree の Market Basket 方式による貧困測定がその代表である(小沼、1974 参照)。

<sup>35</sup> 「必要な諸類型は、それがセンのいう潜在能力であろうとも、社会的に創造されたものであり、そのような精神のもとで特定化され、計測されるべきものである」(Townsend, 1985, p.667)。「個人、家族、諸集団は、それらが所属する社会で慣習になっていたり、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的活動に参加したり、生活の必要諸条件やアメニティをもったりするために必要な生活資源を欠いているとき、全人口のなかでは貧困の状態とされる。」(Townsend, 1979, p.31)。タウンゼントに関する近年の日本人の研究としては、例えば、小沼、1974, 杉野、1993, 柴田, 参照。

<sup>36</sup> 通常、新古典派経済学のフレームワークにおいて扱われる個人の選好は、「必要」概念とは異なるという点については、例えば、Doyal and Gough, 1991, p.9 参照。また、以下の記述を参考。「われわれがここで述べる理論の立場からは、生存可能条件それ自体について経済学的に解明できることはほとんどない」(奥野・鈴村、『ミクロ経済学I』1985, pp.140-141)。なお、「最適必要臨界量」を明示的に扱うことによって、エッジワース・ボックスを「一般化」する試みに関しては、辻村, 1977,

---

pp.143-145 参照。

<sup>37</sup> 特に、社会保障の観点からアマティア・センの潜在能力アプローチを解読した先駆的文献としては、鈴村、1993 参照。

<sup>38</sup> Lancaster, 1971, 参照。

<sup>39</sup> 個人の主観的な効用を構成する要因として、例えば、快不快感、幸福感、目標達成感などを考えることができたとしても、各感覚の内容は多種多様であり、共通のタームによる客観的な指標化は困難である。ただし、例えば、グリフィンの「情報化された欲求」(informed desires)という概念は、人々が、自己の目的の真の性質を識別している時にもつ欲求であり、その構造に関する客観的な指標化が部分的に可能であると考えられている。彼の理論においては、「必要」もまた、情報化された諸欲求の一部として構造的に位置づけられることになる。(Griffin, 1986, pp.11-13) 「情報化された欲求は、基本的必要とその指標を客観的リストの中に含める。すなわち、それらは、基本的必要に対して、慎慮的な価値としての構造を与える。」(同、p.55)

<sup>40</sup> Sen, 1985 原書 pp.13-14, 訳 pp.25-26。さらに、潜在能力の定義に関する形式的表現に関しては、Sen, 1985a、原書 p.13, 訳 p.23 参照、純粹交換経済における定式化については後藤、1996 参照。

<sup>41</sup> Sen, 1985a 原書 p.67, p.69 n16, 訳 p.89, p.96 n16 参照。

<sup>42</sup> Bossert, W., Pattanaik, P., K., and Xu, Y., 1994 参照。

<sup>43</sup> Sen, 1985 原書 p.55, p.66, 訳 p.77, p.88。センは、むしろ、潜在能力の順序づけの不完全さは、自由の概念それ自体の本質的性格を反映するものであるという考え方には立っている。「自由の概念のうちに真正の曖昧さが存在するのだとしたら、その曖昧さは潜在能力の性格付けにおいて反映されるべきであろう」(Sen, 1993, pp.33-34)。

<sup>44</sup> 制度主義的アプローチについては、例えば、ヴェブレンの次のような記述を参照。「個人の行動の欲求と欲望、目的と目標、方法と手段、振幅と方向は、きわめて複雑な、まったく不安定な性格を有する制度的変数の関数である」(Veblen, 1919, 訳 pp.240-244)。また、「必要」は社会的構成物であるという見解、あるいは社会構成員の合意事項であるという見解に関する詳細な紹介は、Doyal and Gough, 1991, p.19, p.42 参照。

<sup>45</sup> Roemer, 1996, pp.192-193 参照。ローマーはロールズに対しても同様の批判を行っている。すなわち、「最も不遇な人々」(the least advantaged)を規定するに当たって、非個人責任的要因と個人責任的要因が混在している、より具体的には、個人の状況を規定する際に、労働時間と余暇時間の配分という個人責任的要因の及ぼす影響が考慮されていないのではないかという疑念を提出している。

<sup>46</sup> Sen, 1985, 原書 p.27, 訳 p.43

<sup>47</sup> ローマーの批判の眼目は、個人的に選択可能な要因と可能ではない要因との区別が一般には困難であることを指摘することにあった。例えば、肺ガンの発症がたばこの因果関係が強いことが明らかであるにもかかわらず、個人がたばこを吸わざるを得ないような差し迫った理由が存在するような集団に属するとき、彼の責任において選択可能な要因を何かを判断することは困難である。このような問題に関する彼自身の解決方法は、個人のおかれた諸状況のリスト(例えば、性別、民族、職業、年齢)をもとに「類型」(a type)を抽出し、類型別の統計データに基づいて、喫煙は彼の個人責任的要因であるかどうかを判断するというものである(Roemer, 1996, pp.277-285)。

<sup>48</sup> Sen, 1983, Townsend, 1985, Sen 1985c 参照。

<sup>49</sup> Sen, 1985c, p.670, n2 参照。

<sup>50</sup> 格差そのものが「必要」を生む例として、次のようなケースを考えられる。平均所得水準よりも著しく低い所得しかもたない個人も、逆に、著しく高い所得をもつ個人も、ともに、平均的な所得水準をもつ人々の社交生活にスムーズに参加することは困難である。

<sup>51</sup> センのオリジナルな定式化においては、資源ではなく、財(commodities)という概念が用いられている。しかし、本論文においては、消費活動のみならず、生産活動の実質的機会をも明示的に扱うことを目的として、資源(resource)という概念を用いる。ここでいう資源とは、生産物のみならず、

生産および消費を可能とする時間（本論文中では総労働可能時間と呼んだ）をも含むものである。

<sup>52</sup> 「規範的判断に基づく合意可能性」については2つの注記が必要である。第一に、「規範的判断」とは、社会的ルールに関する個々人の判断であり、個人的状況に関する個々人の判断から区別されなければならない（後藤, 1990, 第4章第1節参照）。現実的に両者をどのように区別するかという方法に関しては、例えば、「あなたにとって基本的に重要な意味を持つ機能種目は何ですか」という質問に代えて、「この社会に住む人々にとって基本的に重要な意味を持つ機能種目は何ですか」という質問をなすことが挙げられる。第二に、「合意可能性」については、本論文 p.11 で述べたような制度主義的観点を導入しつつ、個人的判断の集計による社会的判断の導出、さらには、社会的選択関数における解の存在などを問うことを意味する。

以上の2つの注記に関する実践的接近の例として柴田, 1997, pp.9-10 参照。また、ヴィネット方式を参照。それは、「架空に設定された、自己とは利害関係の独立したケースについて、（異なる条件のさまざまな状況について）解答を求めて、バイアスができるだけ避けた客観的な判断と、条件を変えたときの妥当性判断を引き出す」方式であるとされる（宮澤, 1992, p.31）。なお、ヴィネット方式の特徴とそれに基づく調査例の概要に関しては、織田, 1992 参照。

<sup>53</sup> このことは、最小限潜在能力に対して、例えば、次のような制約条件を課すことを意味する。すなわち、他の諸条件を所与とするとき、各人が実際に選択する経済的貢献量のもとで達成される総生産量と「最小限潜在能力—基本的潜在能力」の式によって求められる各人の必要量の総計との差がマイナスにならないような分配方法が存在すること。

<sup>54</sup> 本論文の主要な関心は、所得の分配方法であり、その背後には、所得は様々な財やサービスと交換しうる汎用的手段であること、また少なくとも基本的潜在能力に関連する財やサービスを取得するための市場が完全であることを仮定している。このような前提をおかず、不完全市場における財の供給と貧困との関係を論じている文献として、Atkinson, 1995 参照。アトキンソンは、各機能種目に特有な必要性をもつ財の種類と価格を問題とし、例えば、ある社会の所得水準が各財の独占的供給者の価格決定に与える影響、その価格のもとで、ある所得水準の人が獲得しうる財の種類と量が、彼の潜在能力に与える影響などを分析している。

---

## 参考文献

- Arneson, R. (1989). "Equality and Equal Opportunity for Welfare", *Philosophical Studies*, 56, 77-93.
- Atkinson, A. B. (1995). "Capability and the Supply of Goods", in K. Basu et al. (eds.) *Choice, Welfare, and Development :A Festchrift in Honour of Amartya K. Sen*, Oxford: Oxford University Press.
- Aristotle, *The Nicomachean Ethics*, 高田三郎訳『ニコマコス倫理学』、『世界の大思想2』、河出書房、1966.
- Arrow, K. J. (1963). *Social Choice and Individual Values*, 2<sup>nd</sup> ed., New York: Wiley. (長名寛明訳、『社会的選択と個人的評価』、日本経済新聞社、1977) .
- Berlin, I. (1969). *Four Essays on Liberty*, 2<sup>nd</sup> ed., London,: Oxford University Press. (小川晃一他訳、『自由論』みすず書房、1971)
- Bossert, W., Pattenaik, P. K.and Xu, Y. (1994). "Ranking Opportunity Sets: An axiomatic approach", *Journal of Economic Theory*, 63, 326-345.
- Clark, J. B. (1899). *The Distribution of Wealth*, New York: Macmillan.
- Cohen, G. A. (1989). "Are Freedom and Equality Compatible?", in Elster and Moene (eds.) *Alternative to Capitalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Doyal, L. and Gough, I. (1991). *A Theory of Human Need*, London: Macmillan .
- Fleurbe, "On Fair Compensation", *Theory and Decision*, 36, 277-307.
- Fleurbe, "Three Solutions to the Compensation Problem", *Journal of Economic Theory*, 65, 505-521.
- Friedman, M. (1962). *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press.(熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳、『資本主義と自由』、マグロウヒル好学社, 1975)
- Gotoh, R. and Yoshihara, N. (1997). "Sen-Rawlsian Approach to the Theories of Justice", mimeo.
- Griffin, G. A. (1990). *Well-being: Its Measurement and Moral Importance*, Oxford: Clarendon Press.
- Hayek, F.A. (1988). *The Fatal Conciet. the Errors of Socialism*, Routledge.
- Hockman, H. M.and Rodgers, J. D. (1969) "Pareto Optimal Redistribution", *American Economic*

---

*Review*, 59, 4.

- Kolm, S-C, (1996). *Modern Theories of Justice*, Cambridge: The MIT Press.
- Lancaster, K. J. (1971). *Consumer Demand: A New Approach*, New York: Colombia University Press. (桑原秀史訳、『消費者需要』千倉書房、1989 ) .
- Lindbeck, A. (1988). "Individual Freedom and Welfare State Policy", *European Economic Review*, 32, 295-318.
- Marx, K. (1875). *Critique of the Gotha Programme*, New York: International Publishers, 1938.(望月清司訳、『ゴータ綱領批判』、岩波文庫、1975).
- Menger, C. (1923). *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., A. G. Wien und Leipzig, Hölder. (八木紀一郎・中村友太郎・中島芳男訳、『一般理論経済学—遺稿による「経済学原理」第2版』、みすず書房、1982)
- Mouin, H. (1987). "Equal Proportional Division of a Surplus, and Other Methods," *International Journal of Game Theory*, 16, Issue 3, 61-186.
- Nozick, R. (1974). *Anarky, State and Utopia*, Oxford: Blackwell. (嶋津格訳、『アナーキー・国家・ユートピア』上・下、木鐸社、1985 ・ 89)
- Okun, R. (1975). *Equality and Efficiency: The Big Tradeoff*. Washington: Brookings Institution. (新開陽一訳『平等か効率か：現代資本主義のジレンマ』、日経新書、1976) .
- Pattenaik, P. R. and Suzumura, K. (1996). "Individual Right and Social Evaluation: A Conceptual Framework", *Oxford Economic Paper*, 48, 2, 194-212.
- Rawls, J, (1971). *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島 次監訳、『正義論』、紀伊国屋書店、1979).
- Rawls, J, (1993). *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, J, (1996). *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press ( Reprinted, paperback).
- Roemer, J. E. (1989). "A Public Ownership Resolution of the Tragedy of the Commons", *Social Philosophy and Policy*, 6, 74-92.
- Roemer, J. E. (1996). *Theories of Distributive Justice*, Cambridge, Mass: Harvard University Press.
- Sen, A. K. (1966). "Labour Allocation in a Cooperative Enterprise", *Review of Economic Studies*, 33, 361-71.

- 
- Sen, A. K. (1973). *On Economic Inequality*, London: Oxford University Press. (杉山武彦訳、『不平等の経済学』日本経済出版社、1977).
- Sen, A. K. (1983). "Poor, Relatively Speaking", *Oxford Economic Papers*, 35, 153-169.
- Sen, A. K. (1985a). *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴村興太郎訳、『福祉の経済学—財と潜在能力』、岩波書店、1988.)
- Sen, A. K. (1985b). "Well-being, Agency and Freedom", *The Journal of Philosophy*, 82, 169-221.
- Sen, A. K. (1985c). "A Sociological Approach to the Measurement of Poverty: Reply to Professor Peter Townsend", *Oxford Economic Papers*, 37, 669-676.
- Sen, A. K. (1991). *Inequality Reexamined*, Oxford: Clarendon Press.
- Sen, A. K. (1993). "Capability and Well-being", in Nussbaum, M. and Sen, A. (eds.) *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press.
- Sen, A. K. (1993). "Markets and Freedoms: Achievements and Limitations of the Market Mechanism in Promoting Individual Freedoms", *Oxford Economic Papers*, 45, 519-541.
- Suh, S-C.(1995). "A Mechanism Implementing the Proportional Solution", *Economic Design*, 1, 301-317.
- Suzumura, K. (1997). "Consequences, Opportunities, and Procedures", Plenary Session Lecture delivered at the Third International Meeting of the Society for Social Choice and Welfare, Maarstricht.
- Townsend, P. (1979). *Poverty in the United Kingdom*, London: Penguin Books.
- Townsend, P. (1985)." A Sociological Approach to the Measurement of Poverty: A Rejoinder to Professor Amartya Sen", *Oxford Economic Papers*, 37, 659-668
- Veblen, T. (1899). *The Theory of Leisure Class*, Newyork: Macmillan (小原敬士訳、『有閑階級の理論』、岩波文庫、1961, 15刷).
- Yoshihara, N. (1996). "Natural and Double Implementation of Public Ownership Solutions in Differentiable Production Economies", mimeo.
- 青木昌彦 (1979) 『分配理論』、筑摩書房.
- 石川経夫 (1991) 『所得と富』、岩波書店.
- 奥野正寛・鈴村興太郎 (1985) 『ミクロ経済学 I』、岩波書店.

---

織田輝哉 (1992) 「ヴィネット方式の特徴と調査の概要」、『季刊社会保障研究』、28, 1, Summer 1992, 34-44.

川本隆史 (1997) 『ロールズ：正義の原理』、講談社.

厚生省編 (1996) 『平成8年度版 厚生白書：(平成7年度厚生行政年次報告)：家族と社会保障—家族支援のために』、ぎょうせい.

小沼 正 (1974) 『貧困』、東京大学出版会.

後藤玲子 (1990) 「ロールズ正義論における経済学的射程」、mimeo.

後藤玲子 (1994) 「「常識的規則」のウエイト付けによるロールズ格差原理の定式化」、『一橋論叢』、第 112 号、第 6 号、pp86-102.

後藤玲子 (1996) 「ロールズ正義論における多元的民主主義の構想：センの2つの「自由」概念との比較分析」、『一橋論叢』、第 115 号、第 6 号、pp86-102.

西條辰義 (1995) 「厚生経済学における基本的定理—新しいパースペクティブ」、『経済研究』、46, 1, 11-21.

塩野谷祐一 (1984) 『価値理念の構造—効用対権利—』、東洋経済新報社.

塩野谷祐一 (1997a) 「社会保障と道徳原理」、『季刊社会保障研究』、32, 4, Spring 1997, 426-435.

塩野谷祐一 (1997b) 「成熟社会における社会保障の理念」、『健康保険』、51, 4.

柴田謙治 (1997) 「イギリスにおける貧困問題の動向：「貧困概念の拡大」と「貧困」の基準をめぐって」、『海外社会保障情報』、Spring, 118, 4-17.

杉野昭博 (1993) 「ピーター・タウンゼント一人類学と福祉学」、『海外社会保障情報』、Winter (社会保障研究所編、『社会保障論の新潮流』、有斐閣、1994 所収) .

鈴村興太郎 (1993) 「アマルティア・センー福祉の潜在能力アプローチ」、『海外社会保障情報』、Winter (社会保障研究所編、『社会保障論の新潮流』、有斐閣、1994 所収) .

辻村江太郎 (1977) 『経済政策論』、筑摩書房.

柄本一三郎 (1987) 「社会保障の歴史—その普遍化への歩みー」、社会保障研究所編、『イギリスの社会保障』、東京大学出版会

堀 勝洋 (1994) 『社会保障法総論』、東京大学出版社.

堀 勝洋 (1997) 「社会保障の法的基盤」、『季刊社会保障研究』、32, Spring 1997, 463-472.

宮澤健一 (1992) 「ヴィネット方式と年金の意識調査」、『季刊社会保障研究』、28, 1, Summer 1992, 31-33.

村上雅子 (1974) 『社会保障の経済学』、第2刷、東洋経済新報社.

森村 進 (1994) 『財産権の理論』、弘文堂.

*Working Paper Series (J)*

\*本シリーズは、研究成果に対して広く討議がなされることを目的として刊行するものです。  
ご意見等をお寄せ下さいますよう、お願ひいたします。

1. 必要に応ずる分配原理

(後藤 玲子)

1997年7月

